

令和7年11月5日

回 答 書

真岡市教育委員会スポーツ振興課

件名：真岡市総合運動公園指定管理業務

No.	受付日	質問事項	回答
1	令和7年 10月 23日	「修繕費60万円未満は指定管理者負担」とありますが、複数箇所に発生した同一原因の修繕(例:照明柱複数本の基礎腐食など)は、合算で60万円超となる場合も市負担対象となりますか。	修繕業務については、施設の安全確保及びサービス維持のための原状回復を基本とします。修繕の分割発注や一括発注については、緊急性や費用対効果等の合理的な理由により判断しますので、都度ご提案ください。
2		仕様書では予約システム・決済・通信回線等を指定管理者負担とありますが、既存の真岡市公共施設予約システムとの連携や使用制限はありますか。	予約システムについては、既存の真岡市公共施設予約システムの中にスポーツ施設を追加する形(令和8年3月2日公開予定)となります。指定管理者には、施設予約システムの管理者権限を付与します。
3		「自主事業の実施により収益を得ることができる」とありますが、飲食物販売やキッチンカー誘致など、物販・飲食を伴う事業も許可対象になりますか。	物販・飲食を伴う事業も許可対象となります。禁止事項等については、真岡市公園条例が適用されます。
4		利用料金表の「非スポーツ利用(展示会・催事)」区分に該当するか否かは、誰が判断・承認するのでしょうか。現場判断か、市への事前申請が必要か確認したいです。	利用目的の判断については、指定管理業務の範囲となりますが、判断が難しい場合は結論を保留し、市の担当課へ相談するのが妥当と思われます。事前相談にも対応します。

5	指定管理料の支払時期・回数(年1回・半期・四半期等)の想定を教えてください。	提案に基づき検討しますが、月毎も可能です。
6	今後の運営方針の中で、デジタル化・キャッシュレス対応への市側の補助や支援制度の有無を確認したいです。	現時点においてデジタル化・キャッシュレス対応に関する真岡市独自の支援制度はありません。
7	我が国における物価高騰、賃金増等が予想されますが、その際の協議を行う上での目安などあればご教示ください。(・%の上振れが発生した場合等)	現時点において協議を行う目安は設定していませんが、指定管理期間内において、物価高騰等により当初の想定を超える費用負担の増大が見込まれる場合は、他の市有施設管理部署と情報を共有した上で協議を検討します。
8	募集要項2 ページ経費に関する事項について 市の方針による備品の更新及び購入は市が行うとありますが、現在予定している更新及び備品の購入はありますでしょうか?	陸上競技場のトラック舗装改修を順次進めていく方針です。備品の購入予定はありませんが、備品の不具合や一部欠損等については、可能な範囲で随時対応します。
9	仕様書10ページ⑩備品等管理台帳の作成 貸出用の備品等については名称や数量等の必要な情報を見えるように表示することとありますが、指定管理者が購入した消耗品と備品の定義はどのようになりますでしょうか? (例:10万円未満は消耗品、10万円以上の物は備品など)	市の会計区分では1万円以上の物品を備品、1万円未満を消耗品としています。また、貸出用の備品等については、消耗品・備品を問わず、整理整頓や盗難防止の観点から名称や数量等を表示するようにしています。

10	仕様書12ページ⑥修繕・更新等の実施及び提案 いま現在で施設・設備・備品等の修繕又は更新が必要な物で1件あたり60万円以下の物がありますでしょうか?また併せて60万円を超える物についてもお教えください。	施設・設備・備品等の修繕又は更新について、緊急を要するものは随時対応しています。更新等が望ましい施設・設備の主な保留案件（いずれも60万円超の見込み）は次のとおりです。 ・陸上競技場のトラック舗装（順次改修中） ・陸上競技場のアスレチックタイマー（故障中） ・多目的広場のコインタイマー（故障中） ・子ども広場の複合遊具（一部破損） ・北ブロック園路のゴムチップ舗装（一部破損）
11	資料5 市の委託業務等一覧(参考) 業務名称等の実際の点検等のスケジュールはどのようになりますでしょうか? (例:公園遊具点検年1回毎年6月など)	点検等のスケジュールについては、指定管理者の提案を市が承認する形で実施します。事例については個別に送信する「真岡市総合運動公園施設関係資料」を参照ください。
12	【現場説明会資料】 現在、市より委託している以下の業務の仕様書の開示をお願い致します ・クラブハウス運営 ・市民球場包括管理 ・天然芝グラウンド維持管理 ・建物清掃	別添の業務仕様書等を参照ください。
13	陸上競技場/サッカー場のインフィールドに使用する刈込機械はスポーツフィールドとしての品質維持のために乗用リールモアにて作業を検討しておりますが、管理物品(植栽及びグラウンド整備用)の所有機械としてはございませんでした。(現場説明会の際にも見かけませんでした)。そこで、今	陸上競技場兼サッカー場については、委託業者の持ち込みにより乗用3連リールモアを使用しています。

		まで当インフィールドの刈込はどのような機械で実施されていたのでしょうか?ご教示ください。	
14		乗用3連リールモア(新車価格約400万円前後)を真岡市で公園所有機械として導入される予定はございますでしょうか?または導入を検討して頂けるでしょうか?ご教示ください。	現時点において乗用3連リールモアの導入及び検討の予定はありません。
15		(乗用3連リールモア)導入の予定当がない場合は、持ち込み対応を検討しておりますが、その収納場所として公園内倉庫に置いておくことは可能でしょうか?ご教示ください。	現在の公園内倉庫に配置している車両・機械等については、施設全体の管理運営及びサービス提供に支障のない範囲で配置転換や追加を可能とします。結果として不用となる車両・機械等が出た場合は、他部署での活用を検討します。
16		真岡ハイトラ運動公園所有の機械・車両の消耗品、経年劣化による交換部品等などの費用負担区分は「指定管理者業務仕様書」12 ページ⑥修繕・更新等の実施及び提案に基づいてという理解でよろしいでしょうか?ご教示ください。	お見込みのとおりです。修繕の分割発注や一括発注については、緊急性や費用対効果等の合理的な理由により判断しますので、都度ご提案ください。
17		多目的運動場における不陸整正(砂及び土の補充)に使用する材料(種類と量)に指定はございますでしょうか?ご教示ください。	不陸整正について明確な指定はありませんが、別添の多目的広場舗装構成を踏まえて実施してください。
18		多目的運動場における整地作業の回数は、利用者との兼ね合いも含めて月に何回程度が適当でしょうか?想定されている回数がございましたらご教示ください。	多目的広場については、グラウンドの状況を見ながら月に1回程度、スチールマットによる整地作業を実施しています。

19	多目的運動場の整地作業において、市民球場に保管されていた真岡市総合運動公園所有の乗用グラウンド整備機(バロネス GR165S)を使用することは可能でしょうか?ご教示ください。(市民球場専用機械として稼働しているように拝見したので)	市民球場外における乗用グラウンド整備機の使用は可能ですが、多目的広場については、ブラシでは摩耗が激しく、コートにピン(目印)が固定されていることもあり、スチールマットによる整地が適していると考えています。
20	テニスコート及び人工芝サッカー場の修繕について、人工芝(メーカーや仕様)及び砂の指定はございますでしょうか?ご教示ください。	テニスコートはオムニコート専用の珪砂4～5号を使用しています。人工芝サッカーコートについても専用のゴムチップ(緑)を採用していますので、同等以上の製品を使用してください。
21	施設設備や備品について、故障及び修理予定になっているものは、修繕完了後に指定管理側管理になる考えでよろしいでしょうか、ご教示ください。	現状において修繕等を要する施設・設備等については、可能な限り改善して管理を移管します。改修等を予定しているものについても、状況を整理した上で同様に移管となります。
22	維持管理費用見込み(R 6実績ベース)において、機械警備の委託料が記載されているが、業務仕様書では真岡市委託業務等一覧に機械警備が記載されているのですが、機械警備は真岡市の委託業務ということでしょうか、ご教示ください。	仕様書の資料5(市の委託業務等一覧)は現状を示す参考資料となります。費用負担については指定管理料に含まれますが、機械警備は令和9年9月まで現契約が残るため、委託契約先の継続について指定管理者と協議させていただきます。

23		会計年度任用職員の業務範囲や作業エリアについて具体的な内容をご教示ください。	市が雇用する会計年度任用職員は令和8年3月までの採用となりますが、業務範囲は植栽管理、ごみ・石拾い、施設・設備等の簡易修繕、作業小屋の管理、車両・機械・道具類の保守管理です。作業エリアは総合運動公園内の競技グラウンド及び建物を除く全域（多目的広場は作業エリア対象）ですが、現状では敷地外業務として年間7～10日程度、他のグラウンド整備や草刈り、マラソン大会に関する作業などを担当しています。
24		業務仕様書6（業務内容及び要求水準）の(1)統括管理業務、要求水準⑤インターネット環境の整備において、インターネット回線の必要場所(仕様書ではクラブハウス及び市民球場事務所)、用途、プロバイダ契約内容等ご教示ください。(現地説明会で陸上競技場管理棟内にインターネット回線がありました)	インターネット回線については、既設の宇都宮ケーブルテレビの専用線で統一し、クラブハウス、市民球場、防犯カメラの契約を一本化できるよう進めています。この既設線を活用することにより陸上競技場管理棟内でのネット環境も構築可能となります。
25	令和7年 10月 24日	【様式2 共同体協定書について】 記載内容は案と捉え、本業務を実施するにあたり支障ない内容であれば追記変更は可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26		第4条代表団体が最終責任を負うとあるが、第6条にある業務分担を担う団体が最終責任を負うとしてよろしいでしょうか。	分担する業務内容と責任を負う団体がそれぞれ明確に示されていれば問題ありません。

27		第10条欠損について、共同体にて協議としてもよろしいでしょうか。	具体的に定めておくことが望ましいものとして例示していますので、共同体にて協議の上、別の負担割合としても問題ありません。
28		【募集要項について】 2 ページ 3 (1) 指定管理料金提案上限額(案)指定期間の5年間で422,000千円(税込)について ・内訳、収支予算書等をお示してください。	別添の指定管理料算定資料を参照ください。
29		指定管理料金提案上限額(案)について、今後変更となる場合がありますとあるが、予測される増減額をお示してください。	指定管理料金提案上限額は、債務負担行為として市議会の議決を要するため、否決された場合は金額を見直すことがあります。
30		・ 2 ページ 3 (2) 利用料金について、該当施設における過去の収入状況を教えてください。	総合運動公園における近年の使用料収入実績は次のとおりです。 R 6 11, 800千円 R 5 11, 446千円 R 4 10, 033千円 R 3 5, 286千円（コロナ禍要因あり）
31		・ 2 ページ 3 (3) 期間中に施設等の修繕及び維持補修が発生した場合とありますが、期間前に発生していた対応が必要な施設等の修繕及び維持補修があった場合は、60 万以下であっても費用負担は市でよろしいでしょうか。また、備品について、期間前に発生していた対応が必要な備品の修繕及び維持補修、不足があった場合などは、費用負担は市でよろしいでしょうか。	修繕業務については、期間前に発生していた故障や不具合については基本的に市で対応するものとなりますが、その要因が不明確な場合は、協議事項としてご提案ください。

32	・ 5 ページ 6 (4) 申請書類企業名が特定できる社名等の使用は可能でしょうか。	問題ありません。
33	・ 5 ページ 6 (4) ⑨市の予算分類を参考にとあるが、各項目が確認できるものをお示してください。	真岡市財務規則（ウェブ検索可）の別表第 2 を参照ください。
34	・ 7 ページ 7 (2) プレゼンテーション実施者は何名までとなるでしょうか。共同事業体での参画を考慮した人数となっているでしょうか。	プレゼンテーションは 1 事業者 3 名程度を想定していますが、共同事業体の場合は参画事業者の数に応じて調整させていただきます。会場の都合から、3 者以上の共同事業体の場合は 1 者につき 2 名程度とお考えください。
35	【仕様書について】 ・ 2 ページ 4 (1) 南ブロック東側の各施設について詳細をご教示ください。	南ブロック東側は駐車場整備工事（別添資料参照）のため、令和 8 ～ 1 0 年度の利用が制限されます。工期の詳細等は未定ですが、整備後は普通車 205 台及び大型バス 16 台の駐車場となります。
36	・ 3 ページ 4 (1) 現状では大会等に関し早朝利用を許可とあるが、①これまでの大会頻度はどのくらいか②早朝受付時間の限度はあるか③許可した場合、職員の人件費等は別途市へ請求でよろしいでしょうか。	①運動公園内で同一日に大会が重複する場合もあるため、スタッフが早朝対応を要した日数を示します。 ＜令和 6 年度＞ 7 9 日 ＜令和 5 年度＞ 6 9 日 ②現状は 8 時としていますが、対応可能であれば限度は定めません。 ③早朝対応に係る職員の人件費等も指定管理料に含まれます。

37		・ 3 ページ 4 (1) 午後 9 時以降は利用不可とあるが、資料 1 の 7 には午後 9 時以降の利用を前提とした記載がされています。どのように解釈すればよいでしょうか。	午後 9 時以降の利用について、条例上は使用料の割増を定めていますが、現状では地域や近隣住民との合意形成がなされていないことから、午後 9 時までの利用に制限しています。
38		・ 3 ページ 4 (3) 会議室・シャワーは有料とあるが、利用金額とこれまでの実績をお示してください。	現在の使用料について、会議室は午前 1,030 円、午後 1,240 円、夜間 1,550 円の 3 区分、シャワーは 10 分間 50 円となります。年間実績は次のとおりです。 ＜令和 6 年度＞ 会議室 27 回(644 人)、シャワー 226 件(258 人) ＜令和 5 年度＞ 会議室 28 回(481 人)、シャワー 136 件(225 人)
39		・ 7 ページ 6 (1) ⑤来場者が使用できる操作端末とはスマートフォンやタブレットの様なものと捉えてよいでしょうか。	比較的画面が大きいタブレット端末を使ってグラウンドの空き状況や予約の確認などに使用することを想定しています。
40		・ 8 ページ 6 (1) ②ネーミングライツ制度による愛称が変更した場合について、可能な限り対応とあるが、看板などの変更も含まれるのでしょうか。市で対応する範囲が決まっているのであればご教示ください。	看板の撤去や設置はネーミングライツ企業が負担するので含まれません。指定管理者が作成したウェブコンテンツやポスター等印刷物がこれに該当します。
41		・ 8 ページ 6 (1) ⑩市との協定内容を超えない範囲でとあるが、4 (1) では現状早朝利用を許可とある。この場合は協定内容を超えていないとの理解でよろしいでしょうか。	早朝利用については、協定の中で対応時間を明確にすべきと考えています。大会開催日など早朝利用の要望は多いため、サービスとして継続すべきと考えています。

42	・ 9 ページ 6 (2) ②施設予約システムの管理について、システムの導入時期はいつになりますか、また、指定管理者へのシステムの取扱説明はどのように行う予定でしょうか。	施設予約システムに対応する予約日は令和 8 年 4 月利用分からとなります。3 月 2 日の稼働開始にあわせて 2 月前半には説明できるよう調整します。
43	・ 9 ページ 6 (2) ②施設予約システムの管理について、その搭載機能の詳細をご教示ください。	真岡市公共施設予約システムは、令和 7 年 1 月からシステムは株式会社パストラーレの「いつでも貸館」を採用しています。詳しくは会社のホームページをご覧ください。 https://pastorale.jp/kashikan/
44	・ 9 ページ 6 (2) ②年間調整会議とあるが、どのように行っていく予定か教えてください。	年間調整会議は、市が実施する次年度の公的行事日程や大会開催日に関する希望調査の結果を基に、重複した日程及び場所の調整を目的として、市及び関係機関・団体の参加により開催します。令和 8 年度分の年間調整会議は 1 2 月の開催を予定しています。
45	・ 9 ページ 6 (2) ③他の駐車場の確保とあるが、利用可能な既定の臨時駐車場(施設)がある場合は場所と駐車可能台数をご教示ください。	近隣の公的施設としては、市公民館山前分館 (6 0 台程度)、山前小学校 (8 0 台程度) があります。いずれも許可申請が必要となります。
46	・ 1 0 ページ 6 (2) ⑧防犯カメラについて保守契約・入替の費用負担は市でよろしいでしょうか。	防犯カメラも総合運動公園の一部として維持管理費用も指定管理料に含まれます。機材更新等の費用負担については、対応の規模や状況により異なるため、協議事項としてご提案ください。

47	・ 1 1 ページ 6 (2) ⑩利用状況の集計について、子ども広場の利用人数の把握(休園日は推計可) とあるが、職員不在だった場合の休園日も推測で人数を記録するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、現在の利用人数の把握方法は、開園日の 1 0 時、1 2 時、1 4 時、1 6 時に目視計算した数字を合計しています。把握方法は提案により他の手法も検討します。
48	・ 1 1 ページ 6 (3) 施設維持管理業務について、要求水準①に「資料 5 市の委託業務等一覧」を参照しとあるが、記載の業務は必須仕様ということなのか、それとも、法定のものを除き業務の増減の提案は可能ということなのでしょうか。	お見込みのとおり、法定のものは必須となりますが、それ以外の業務内容や回数増減に関する提案は可能です。
49	・ 1 1 ページ 6 (3) ② 1 日 1 回以上の遊具や器具の目視点検及び簡易清掃とは具体的にどのようなことを指すのかご教示ください。	具体例としては、遊具や器具の破損等の確認（事故防止対応を含む）や、使用できないような汚損等がある場合の拭き取りなどを想定しています。
50	・ 1 2 ページ 7 (3) ⑤それぞれの役割を踏まえた維持管理とあるが、具体的にどの程度の内容と頻度の維持管理を求めているのかご教示ください。	別添の災害時等における施設利用の協力に関する協定(例)を参照ください。
51	・ 1 4 ページ 7 (3) 実施事例に自動販売機があるが、市で直接設置するものはあるでしょうか。	市が自動販売機を設置する予定はありません。
52	1 5 ページ別紙 1 ・ 決済代行システムについては、利用必須との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

53	・新型コロナウイルスといった疫病等に伴う利用料金休業補償については市でよろしいでしょうか。	指定管理期間内において、当初の想定を超える費用負担の増大が発生した場合は、他の市有施設と情報を共有した上で対応を検討します。
54	・落雷やその他の理由により停電が発生した場合の返金や休業についての補償はどのように考えているでしょうか。	利用者に責のないケースにおいて、使用料に対するサービスを提供できない場合は全額返金となります。被害や休業の補償については、対応できる制度の活用を支援します。
55	・備品について、故障・経年劣化・対応年数超による買い替えについては市でよろしいでしょうか。	備品の故障・経年劣化・対応年数超による買い替えの費用についても指定管理料に含まれます。費用負担については、1件あたり60万円未満を市が、60万円以上を指定管理者が負担することとなりますが、判断が難しい場合は協議事項としてご提案ください。
56	【資料1について】 ・令和8年4月改正後の料金体系が現状と大きく変わりますが、既存の利用料金収入に対して、どのような想定もしくはシミュレーションがなされて策定されたのかご教示ください。（〇〇%の増収を見込んで策定、現状と同等の条件になるように策定など）	使用料については、令和7年度から令和12年度までに20%の増額を想定しています。その要因としては、料金区分及び使用料の見直し、減免規定の一部廃止が挙げられるほか、サービス向上による利用者の増加を見込んでいます。
57	・夜間照明設備利用料金は市内、市外、入場料有り・無し問わず一律という認識でよろしいでしょうか。	夜間照明設備・放送設備・シャワーについては、入場料の有無や利用目的、早朝利用による割増はありませんが、住所等要件（市内在住・在勤・在学または協定市町在住に該当しない方）による割増は適用となります。割増料金については、別添のスポーツ施設使用料一覧R8を参照ください。

58	【資料3について】 ・駐車場について南エリア整備後の駐車可能台数はどのようなになるでしょうか。	最終的には運動公園全体で1,083台＋大型バス16台を予定しています。
59	・第2球場がランデブーポイントに指定されているが、着陸要請があった場合は原則として受け入れることとされている。今までの着陸許可時におけるキャンセルや返金など利用者対応の基準や指針があればお示しください。	グラウンドの利用又は予約がある場合は着陸を許可しませんので、返金等はありません。
60	【資料4について】 ・備品にある車両について、名義や保険、車検、税金等の支払いは、市でよろしいでしょうか。	車両名義は市となりますが、使用にあたっての保険、車検、税金等の負担は指定管理者となります。
61	・第2球場(東運動場)の管理物品、備品等の記載がないが、どのようなになっていますでしょうか。	第2球場には、次の物品を保管しています。 ・ベース一式 ・ラインカー4台 ・得点板1台 ・長テーブル4 ・イス20 ・掃除用具一式 ・整備用レーキ10本 ・整備用ブラシ3本 ・散水ホース一式 ・一輪車1台
62	・施設に置いてある物品で管理物品、備品等の記載がないものがあった場合は、備品として取り扱って問題ないでしょうか。	お見込みのとおりで問題ありません。
63	【資料5・6・7について】 ・仕様、業務手順、工数等の詳細をお示しください。 え	資料5については、個別に送信する資料「真岡市総合運動公園施設管理資料について」をご覧ください。 資料6・7の詳細については、提示した資料のみとなります。

64	【現地説明会資料について】 ・維持管理費用の値上げや最低賃金の上昇、要望のある時間外勤務の対応等の影響を想定し、指定管理期間中における指定管理料金の改定は可能でしょうか。	指定管理期間内において、物価高騰等により当初の想定を超える費用負担の増大が見込まれる場合は、他の市有施設管理部署と情報を共有した上で、対応について協議します。
65	【その他】 ・経年劣化による施設の大規模修繕工事の計画をお示しください。	陸上競技場のトラック舗装改修を順次進めていく方針です。
66	・水光熱費について、契約者・支払いは市でよろしいでしょうか。	水光熱費についても指定管理料に含まれます。契約者や支払い方法については指定管理者との協議となりますが、電気契約の一部（北ブロック）及び機械警備については、令和9年9月まで現契約が残るため、契約先の継続について指定管理者と協議させていただきます。
67	・通信費電話回線使用料の支払いは市でよろしいでしょうか。	通信費電話回線使用料についても指定管理料に含まれます。契約者や支払い方法については指定管理者との協議となります。
68	次の施設図面及び点検実績をご開示ください。 1. 自家用電気工作物保安管理業務 ・単線結線図 ・非常用発電機の有無、有であれば型式・仕様等図面 ・直近の点検(月次・年次)データ	図面等については、個別に送信する「真岡市総合運動公園施設関係資料」をご覧ください。

69	2.空調設備フィルター清掃 ・空調設備図面(空調機型式・配置、フィルター型式・枚数がわかる図面) ・フィルター予備品(替え品)の有無、有であれば数量等 ・フィルターは、リモコン等で昇降するタイプか(4方向空調室内機等の場合等)	No.68 と同じ なお、フィルターの予備はありません。フィルターの昇降機能については次のとおりです。 ・陸上競技場 昇降機能なし ・クラブハウス 自販機前2カ所のみ昇降機能あり ・弓道場 エアコンなし(換気扇のみ) ・市民球場 16カ所すべて昇降機能あり
70	3.自動ドア点検 ・直近の点検データ	No.68 と同じ
71	4.エレベーター保守 ・現保守契約の状況(FM 契約 or POG 契約) ・直近の点検データ	No.68 と同じ
72	5.消防用設備保守点検 ・消防設備図面 (自火報・誘導灯・スプリンクラー等、配置がわかる図面、消防ポンプ型式・配置、その他) ・直近の点検データ(法定点検/機器及び総合点検)	No.68 と同じ
73	6.浄化槽保守点検 ・配置場所がわかる図面 ・直近の点検データ	No.68 と同じ
74	7.排水ポンプ点検 ・配置場所がわかる図面(型式・台数)	No.68 と同じ

75	8.し尿処理 ・し尿処理を必要とする設備配置図(トイレ・仮設トイレ・汚水槽など) ・直近の処理データ(伝票)	No.68 と同じ
76	○指定管理者募集要項より 【5 ページ(4)―⑦】 ・法人税、消費税の納税証明書はその3の3でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで問題ありません。
77	【5 ページ(4)―⑨】 ・収支予算書は、各年度のものと詳細で5年総計のものをA3判添付でよろしいでしょうか。また自主事業の収支予算書も同様でよろしいでしょうか。	特に問題ありません。A4判横長を基本としますので、A3判で印刷する場合は縦長・Z折で組んでください。また、プレゼンテーションでプロジェクターを使用する場合は、横長の画面で説明できるよう工夫してください。
78	【7 ページ(2)】 ・提出資料がプレゼン資料となるが説明しやすいように、審査基準を網羅していればページの順番は変更してかまわないでしょうか。	採点表と同期を図るため、審査基準の項目①から順に説明をお願いします。
79	○指定管理者業務仕様書より 【2 ページ(1)基本事項に関して】 ・休園日や利用時間に関して、真岡市運動場設置、管理及び使用条例では指定が無いため、変更提案は可能という認識でよろしいでしょうか。	管理条例については、別添の真岡市総合運動公園の設置、管理及び使用条例(令和8年4月1日施行)を参照ください。この条例においても休園日や利用時間の指定はなく、休園日や利用時間の変更提案は可能となります。

80	【7 ページ⑥】 ・ A E Dの本体の更新は購入での更新でしょうか、リースでの更新は可能でしょうか。	A E D本体の更新は基本購入となります。買い取りリースで指定管理期間内に支払いが完了する場合は許可を検討します。
81	【9 ページ①】 ・ 施設予約システムに関して、システム内で利用料金の支払いは可能か、可能な場合決済項目(クレジット種類やQ R種類)をご享受ください。	施設予約システムは現行の「真岡市施設予約システム」を使用します。キャッシュレス決済についてはクレジットカード(VISA、Master、JCB、Amex、Diners)、PayPay が対応しています。
82	・ 予約システムは4月1日から運用ですが、それ以前のデータは移行された形で運用となりますでしょうか。	施設予約システム内に運用開始日前のデータはありません。令和8年3月以前の履歴については簿冊のみとなります。
83	・ 現状の夜間照明等のパスワード通知の方法、システム等があればご享受ください。	夜間照明はパナソニックのプレイングタイマーを採用しています。パスワードはP Cのソフトウェアで生成しますので、現状では利用者がクラブハウスの窓口で当日受付する際にパスワードを通知しています。
84	【9 ページ②】 ・ 定例使用団体とあるが現在の該当団体をお示しいただけますでしょうか。	現在の定例使用団体は午前・午後・夜間の3区分で曜日別に述べ23団体(区分)が登録しています。内訳は陸上競技場2、テニス11、多目的広場7、弓道場3となります。

85	【13ページ7】 ・自主事業で行うスポーツ教室はスポーツ体験教室と同様に施設利用は無料という考え方でよろしいでしょうか。有料の場合、通常通りの利用料金という認識でしょうか。	事前に実施計画を提出し、市教育委員会の承認を得た自主事業については無料とします。スポーツ教室の参加費無料は必須ではありませんが、実施計画の内容により自主事業として承認を得られなかった場合は、通常の貸出となり料金負担を要します。
86	・定期で行う教室利用の場合に施設予約は一般利用の前に行えますでしょうか。(但し貴市のイベントや主催事業、関係団体のイベント等が優先)	市教育委員会の承認を得た教室については、一般貸出の前に予約できるものとします。但し、承認にあたり、公的な行事や大会のほか一般貸出を著しく制限する恐れがある日程については、調整していただく場合があります。
87	○配布資料より 【管理物品(植栽及びグラウンド整備用)】 ・リストの中に目土散布用のトップドレッサーや肥料散布用のブロードカスターなどはないですが、市のほかの施設で管理していて利用できるものはございますでしょうか。また、今後購入予定はございますか。	目土散布用のトップドレッサーや肥料散布用のブロードカスターについては、委託業務の中で必要に応じて事業者が持ち込んでいるため市で所有するものではありません。また、現時点において購入予定はありません。
88	【グラウンド等管理基準】 ・作業が目安となっていますが、こちらは目安で事業者の管理ノウハウで増減があってもかまわないという認識でしょうか。もしくは記載回数は必須という認識でしょうか。	グラウンド等管理基準について、要求水準は必須の内容となりますが、作業回数は目安として増減があっても問題ありません。
89	○説明会資料より 【使用料新旧対応表】 ・金額は条例で定める上限額でありこの金額の範囲内であれば、金額の変更等は可能という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業計画においてご提案いただき、教育委員会が承認する形で可能となります。

90	・関連規定の見直しで団体利用の仮予約とありますが、市内でかつ10名以上の登録団体であればすべての団体に適用されるのか、もしくは年度の調整会議に参加した団体のみが可能などの規定は設ける予定でしょうか。	定例利用に関する団体登録については、市内在住・在勤・在学者10名以上などの登録要件がありますが、利用希望日時の重複や一般利用枠（概ね5割目安）の確保により、仮予約できない場合があります。これとは別に、公的な行事や大会開催日の予約については、関係機関・団体の希望調査及び年間調整会議（No.44 参照）により仮予約を決定します。新規の大会等については、年間調整会議後であっても随時受付します。
91	【資料4 ページ自販機について】 ・自動販売機は現在のものを踏襲するのか、あるいは指定管理者が一から契約及び設置台数を提案する形でしょうか。	自動販売機に関する契約は令和8年3月で終了となります。継続の場合も改めて契約を締結する必要がありますので、追加の提案も可能となります。
92	【スマートロックに関して】 ・説明会の際に、増設というお話がありましたが、指定管理者提案で増設の場合、月額利用料がその分発生しますが、増えた分も貴市で管理する形でしょうか。もしくは増設の場合にはすべての費用（現在の2台の月額利用も含む）を指定管理者で見込む形となりますでしょうか。	増設については、教育委員会の承認を得ることが前提となりますが、初期費用（スマートロック機器購入、設置工事、Wi-Fi環境整備）を指定管理者に負担いただきます。運営費用については、スマートロックのシステム利用料を市が負担します。PC等操作端末及びインターネット通信に係る費用は指定管理者の負担となります。

93	○その他 ・現在、貴市の事業としてBCリーグの試合が組まれておりますが、今後も同様の形で行っていくという認識でよろしいでしょうか。	ルートインBCリーグの公式戦については、主催団体申請による貸出業務として年間調整会議（No.44 参照）の対象となっています。その試合を共催する真岡市民デーについては、主催団体と協議の上、引き続き実施したい考えです。指定管理者として、自主事業の一つとしてご提案いただくことも可能です。
94	・今後野球場フェンスなどに企業広告誘致はお考えでしょうか。考えがない場合、指定管理者の自主事業として行う事は可能でしょうか。	運動公園内には都市公園法が適用されるため、現状において企業広告の募集は難しいものと思われますが、他市の事例等もあるため、実現の可能性について今後調査します。